

福岡市緊急通報システムについて

自宅での急な発作や事故など、緊急時に身につけたペンダント等を押すだけで、

自動的に「受信センター」へ通報し助けを求めることができます。

申し込みができる人

- 65歳以上
- 福岡市の介護保険被保険者
- 健康状態・身体状況に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難な「ひとり暮らし」か、それに準じる人。

※申し込みに際し、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。(難しい場合にはご相談ください)

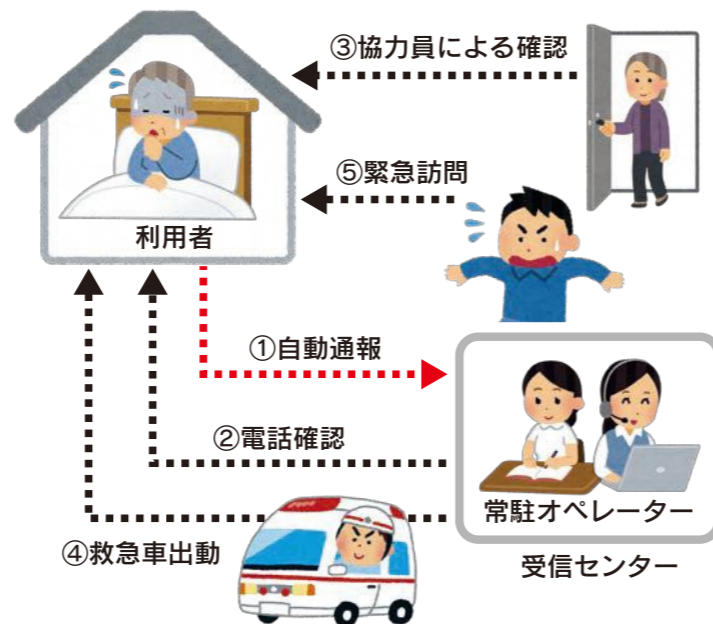


24時間365日対応します

緊急通報はこんな時に役に立ちます。



- 1 胸が苦しい…動悸がする
- 2 転倒してけがをした…
- 3 熱が出てフラフラする… など



詳しくは、お住まいの区の福祉・介護保険課(下記)へお問い合わせください。

	電話番号	FAX番号
東区	645-1071	631-2191
博多区	419-1078	441-1455
中央区	718-1145	771-4955
南区	559-5127	512-8811
城南区	833-4170	822-2133
早良区	833-4352	831-5723
西区	895-7063	881-5874

費用

介護保険料所得段階	利用者負担額(税込み)	
第1・2・3段階	賞与	0円(負担なし)
第4・5段階	930円/月	17,280円
第6・7段階	930円/月	給付 28,080円
第8段階	930円/月	付 38,880円
第9～13段階	930円/月	43,200円

※第1～3段階の方(市民税非課税世帯の方)は負担なしです。
※4～13段階の方は、「レンタル」か「給付」かを選択できます(レンタルの場合、毎月払い)

市営住宅センターだより

発行日/令和元年6月15日

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 ☎092-271-0901(業務課) FAX:092-291-7540(業務課) http://www.nicity.or.jp/

6月下旬から7月上旬に収入申告書を郵送します

《提出期限 7月下旬》

市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入、家族構成や住宅条件に応じて決定されます。

令和2年4月から1年間の家賃を決めるためには、平成30年1月1日から12月31日までの収入の申告が必要となります。

収入申告書は、家賃を決めるための大切な書類で毎年申告義務がありますので、「収入申告書」・同封の「収入申告書・入居者異動の手引き」に記載の期限内(7月下旬)に必ず提出してください。

収入申告書の提出がない場合、令和2年4月から最高額の家賃となります。

収入申告書には、原則として所得証明書等の添付が必要になります。ただし、一定の条件を満たす方(大半の方)で、福岡市の課税調査に同意していただいた場合は、所得証明書等の添付が不要になります。

詳しくは、収入申告書に同封されている「収入申告書・入居者異動の手引き」をご参照ください。



★収入申告書に記載されている方について

収入申告書には、市営住宅センターに入居・同居の承認を受けている方を記載しています。記載されている方のうち、転出や死亡の届出がされていない方は「住民票無」と、また、同居承認手続きが行われていない方は「市住届無」(氏名と生年月日は***)と表示しています。

★認知症患者等の収入申告書の提出が不要になります

平成29年7月の公営住宅法の改正施行に伴い、名義人が右記のいずれかの事項に該当する場合は、収入申告書の提出は不要となります。

該当する方は、それぞれ右記の必要書類をご提出ください。

対象者	代わりに提出が必要な書類
認知症の方	認知症であることがわかる医師の診断書※(昨年度提出いただいている方は不要です)
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳(写し)
知的障がい者	療育手帳(写し)

※診断書の料金は自己負担です

お問い合わせは業務課調査係へ

☎092-271-0901
FAX092-291-7540

収入申告専用の電話問い合わせ先
(6月26日～9月30日)

☎092-271-1022

…緊急連絡先の記載について ご理解とご協力を…



収入申告書には、緊急連絡先を記入する欄を設けています。
市営住宅センターでは、一人でお住まいの方や高齢の方の安否を心配するお問い合わせがあった場合に、緊急連絡先などに連絡しながら対応しております。

緊急連絡先は、親族に限らず、ご友人などでも構いません。
同意いただける方がいらっしゃいましたら、できるだけ記入をお願いします。
なお、これまでに記入いただいた緊急連絡先の電話番号等は印字しておりません。お手数ですが、**変更等がない場合も、緊急連絡先の欄に記入してください。**

安否の確認が速やかに行えるようにするため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。
※緊急連絡先は、安否確認のほか、事故、火災、水もれなどの緊急時にも利用する場合があります。

お問い合わせは 業務課指導係へ ☎ **092-271-2558** FAX **092-291-7540**

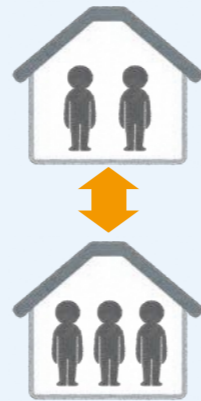
入居者に異動があった場合の届出・申請について

市営住宅にお住まいの方は、下記のような場合、区役所で行う手続きとは別に、市営住宅センターでも手続きを行っていただく必要があります。

- ❶ 名義人（世帯主）が転出または死亡した場合
- ❷ 婚姻・転入等により世帯員が増える場合【事前に申請が必要です】
- ❸ 転出・死亡等により世帯員が減少した場合や入居者の氏名の変更があった場合

しかし、これらの手続きがなされていない世帯が見受けられることから、令和元年度から適正な家賃を認定するため、是正に向けた取り組みを進めてまいります。

今後、市営住宅センターが指導を行ったにもかかわらず、手続きがなされない場合は、翌年度から最高額家賃（近傍同種家賃）となる場合や、住宅の明渡しを求める場合があります。該当する世帯は、速やかにお問い合わせの上、手続きを行ってください。



	連絡先	
❶ についてのお問い合わせは 業務課業務係 又は 住宅管理課	業務課 業務係	☎ 092-271-2562 住宅管理課 ☎ 092-283-1313
❷・❸ についてのお問い合わせは 業務課調査係 又は 住宅管理課	業務課 調査係 業務課	☎ 092-271-0901 FAX 092-291-7540 FAX 092-271-2556

駐車場利用の対象者が拡大されました!

市営住宅では原則、入居者以外の方の駐車場の利用はできませんが、
新たに、60歳以上の高齢者世帯については、入居者の申込みにより、親族や介護事業者の方々が見守りや介護、生活支援のために駐車場を月極にて利用できるようになりました!
駐車場の空き区画が少ない住宅では利用できない場合があります。
詳細につきましては、市営住宅センター募集課駐車場係までお問い合わせください。

☎ **092-271-3538** FAX **092-272-5030**



家賃の一般減免制度について

家賃の一般減免制度とは、収入が著しく低い世帯や生計を維持する者が死亡・転出・失業・病気等の理由により一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から家賃の減免（1年以内の期間）を行うものです。減免を希望される方は、ご相談ください。

お問い合わせは 業務課業務係へ ☎ **092-271-2562** FAX **092-291-7540**

家賃のお支払いは、口座振替が便利です

家賃のお支払いを口座振替にすると、支払い忘れや銀行等にでかける手間が省けます。
口座振替を希望される方は、納付書の最後のページにつづつてある口座振替依頼書（はがき）に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函してください。

お問い合わせは 業務課収納係へ ☎ **092-271-2564** FAX **092-291-7540**

共益費は必ず納めましょう

次の費用は「共益費」として、家賃とは別に入居者全員で負担していただきます。

- 市営住宅敷地内の外灯、階段・廊下灯、給水ポンプ、エレベーターなどの電気料金
- 集会所等の共同施設の使用に要する費用（電気・ガス・水道など）
- 共同施設の軽微な修繕費用
- ごみ置場等共同施設にかかる汚物やごみの処理、清掃に要する費用

上記のような共同生活に必要な費用は、入居者全員の負担になります。
これらの費用については、入居者によって構成されている管理組合（自治会等）が決定し、共益費として徴収し、電力会社などの支払先に直接お支払いいただいています。共益費が不足したり、未払いがあるとみなさまの共同生活に支障がでますので、必ず管理組合（自治会等）に共益費をお支払いください。

◆共益費が未払いになると…◆

平成30年4月1日から福岡市営住宅条例施行規則が改正され、共益費を長期間負担しないことにより、他の入居者に必要以上の費用の負担等をさせ、共同生活の維持を阻害する行為等をされる方に対しては、「改善措置の勧告」や、住宅の「明渡し請求」を行う場合があります。
（※共益費の未払いにより、他の入居者にとって迷惑となる行為は、是正指導の対象となっています。）

お問い合わせは 業務課管理支援係へ ☎ **092-271-3560** FAX **092-291-7540**